

岐阜県公報

第 五 百 号
令和 六 年 六 月 十 一 日
(火曜日)目 次
告 示

○保安林の解除をしようとする旨の通知
○保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課)二四^{ページ}五
(同)二四^{ページ}五

告 示

岐阜県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市日吉町字川平七三〇八の一〇一（国有林）、七三〇八の一・七三〇八の七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内川上字中山一六六四の一、字白谷一六八二の一、一六八二の二、一六八二の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白谷一六八二の一・一六八二の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字中山一六六四の一、字白谷一六八二の一〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁
岐阜文芸社